

日本型福祉社会論と生活保護制度

ーその関連性と生活保護ソーシャルワーカーに与えた影響

田中 秀和

Japanese Welfare Sociology and the Welfare System: Its relevance and impact on welfare social workers

Hidekazu Tanaka

はじめに

日本型福祉社会論とは、日本政府が 1970 年代に提唱したわが国独自の概念である。この概念は、提唱後から今日に至るまで、日本社会に大きな影響力を及ぼしている。日本型福祉社会論は、家族を「福祉の含み資産」として、公助よりも共助や自助を優先させる引力をもつ。当該思想は、それまでの福祉国家の形を変形させる力を持ち、国家の責任を地域、家族や個人に転嫁させることに成功したとされる。

本稿では、日本型福祉社会論が提唱された経過と、生活保護制度との関係を分析することを主題として、両者の共通性を指摘し、その影響が今日まで継続していることを指摘する。また、当該概念が生活保護ソーシャルワーカーに与えた影響について、先行研究を批判的に検討することにより、多様な生活保護ソーシャルワーカーの姿を明らかにすることを目的とする。

1. 日本型福祉社会論とはなにか

日本型福祉社会論が提唱された背景には、1973（昭和 48）年のオイルショックにより、わが国の高度経済成長が終焉を迎えたことがある。その頃、政府は革新勢力の躍進を横目に、福祉国家の充実に向けて舵を切ることを選択していた。その意思は、1973（昭和 48）年に実施された老人医療費無料化をはじめとする福祉充実策に結実し、当該年は「福祉元年」と呼ばれることとなった。

しかし、同年に発生したオイルショックは、高度経済成長を終焉へと導いた。高度経済成長が望めない日

本社会は、今後の方向性として新しい方法を考えなければならなかった。なぜなら、「福祉元年」に象徴されるような福祉政策を充実させるためには、多額の資金がかかり、それを実現させるためには安定した経済成長が必要不可欠であったからである（田中 2010:10-14）。

この課題に対し、日本政府は、福祉政策の充実ではなく「福祉見直し」へと政策の方向性を転換させる。1978（昭和 53）年の『厚生白書』では家族構成員の「同居」が「福祉における含み資産」とされ、家族に対する福祉機能の代替的役割が期待されるとともに、企業福祉の社会保障制度への位置づけが提言された（小笠原 1988:159-169）。

日本型福祉社会という用語は、1975（昭和 50）年に発行された「生涯設計計画—日本型福祉社会のビジョン」で初めて登場する（君島 1997:51）。登場時において、日本型福祉社会論は福祉優先の方向性をもっていとされるが、その方向が転換したのは、1976（昭和 51）年の「昭和 50 年代前期経済計画」である。そこで、高度経済成長路線を離れて新たな目標を模索する過渡期の苦しみの対症療法として日本型福祉社会という用語が利用された。そこでの日本型福祉社会の概念は、福祉を家族に肩代わりさせる原型となり、日本型福祉社会論の原型としても、大きな影響力をもつことになった（君島 1997:52）。

続く 1979（昭和 54）年 1 月以降、当時首相であった大平正芳は次々と政策研究会を発足させた。そのなかのひとつである「家庭基盤充実研究グループ」は、1979（昭和 54）年 5 月に報告書を提出した。同研究グループは、日本型福祉社会構想について、とりわけ

深く関わり、多大な影響を与えたとされている (平田 1982:27)。その報告書では、福祉機能として重要なものは、個人の自助努力、家庭の自立自助と家族の相互扶助、職場の相互扶助、地域社会の相互扶助、そして公的扶助であるとした。そのなかで、中心は自立自助と相互扶助であり、公的扶助はこれを助け補完するものとして位置づけられた (新川 2005:102-103)。この報告書における内容は、1979 (昭和 54) 年 8 月 10 日閣議によって承認された『新経済社会 7 ヶ年計画』に継承され、政府の具体的計画の理念となったのである (新川 2005:103)。

『新経済社会 7 ヶ年計画』では、日本社会について、社会階層間の高い流動性、所得分配の平等性、機会の平等化に伴う活発な競争心、所得分配の平等性、円滑な労使関係などから、社会の安定性と活力が保持されると指摘されていた (工藤 2018a:8)。この計画は、1960 年代から 1970 年代前半のように福祉国家をプラス・シンボルとして積極的に評価し、その実現を政策目標として掲げてきた種々の政策から転換したものであった。それは、経済成長が減速するなかで、公共部門の肥大化による経済の非効率を回避しようとするものであった (松井 1992:190-191)。

『新経済社会 7 ヶ年計画』が閣議決定された 1979 (昭和 54) 年 8 月、自民党は『日本型福祉社会』という研究叢書を発行している。これは、福祉国家の政策と財政の膨張に対する否定から理論が展開された。そのうえで、同書においては、①個人が所属する家庭、②個人が所属する企業、③民間保険などを代表する市場を通じて利用できるリスク対処システムを主体とする日本型福祉社会システムを提案した。ここでは、国家の社会保障制度はこれらのシステムを補完するものとして位置づけられた (工藤 2018a:6)。このように、日本型福祉社会論は、日本型雇用レジームが福祉レジームの機能を吸収していくことを正当化するものであった (宮本 2008:97)。

ここで提起された日本型福祉社会論については、「それ以前に提唱された多様な考えに相当程度思想的淵源を有するものであり、決して突如としてかつ全く新しいものとして生まれたということとはできない」と指摘されるように、それまでの自民党が目指す国家政策が影響を与えている (堀 1981:47)。

工藤は、日本型福祉社会論萌芽期における福祉国家政策理念として、以下の特徴を挙げている (工藤

2017:3-13)。

1. 社会政策や社会保障制度を中核にした、総合的な制度を新たに再編すること。
2. 地域社会に公的部門、インフォーマル部門、民間営利部門を包摂した総合的な福祉システムを構築すること。
3. 公的な政策や地域福祉における総合性、総合化は、社会保障制度における運営の適正化と関連があった。
4. 集団主義を基盤とした日本型のコミュニティ意識と、個人主義を基盤として体系化されている西欧型福祉国家体制を総合化すること。
5. 社会保障の各制度のなかで、社会問題を効果的に解決できる制度に、集中的に財源を分配すること。

上記のような特徴を有する日本型福祉社会論について、正長は、日本型福祉社会論が国民各層の見解を分断し、相互に対立させるようなかたちで世論操作に使われ、その後の新保守主義時代の先導的役割を担うようになったとの見解を示している (正長 2008: 19-24)。

日本型福祉社会論は、社会福祉の広い範囲に多大な影響を与えた。岡田は、「日本型福祉社会とことさら言われるのは、経済大国を築き上げたわが国の自信に由来するのだろうか、社会福祉についてもこれでのいいのだという開き直りを感じるのは筆者だけであろうか。外面的繁栄の蔭の至る所に噴出する人間疎外の現象を見てこれでのいいと言えるのだろうか。… (略) …今こそソーシャルワーク (社会福祉実践) の大義と機能を再確認し目標に直進すべき時であろう (岡田 1979:1)」と述べ、日本型福祉社会論について批判を行っている。本稿では、日本型福祉社会の影響を生活保護制度との関連のなかでみていくこととする。

2. 日本型福祉社会論と「生活保護適正化」政策

日本型福祉社会論は、社会のあらゆるレベルに自助努力を求めるものである (松井 1985:123)。またそれは、男性正社員からなる「標準」世帯内部の助け合いで「自立」することを称揚する一方、社会保障制度は「例外」的なものと否定する論理をもっている (仁平 2014:285)。この時期、生活保護制度は、保護を申請段階で事前に拒否するいわゆる「水際作戦」の手法が定着したとされる (仁平 2014:288)。

日本型福祉社会論が主張する思想を反映した当時の生活保護に関わる政策のひとつに、「生活保護適正化」政策がある。日本における「生活保護適正化」政策は、生活保護の濫救を防ぐことに主眼が置かれ、漏救には関心がもたれない。第2次世界大戦後、日本の生活保護政策は、繰り返し「生活保護適正化」政策を実施してきた。なかでも、1981（昭和56）年11月17日の社保第123号厚生省社会局保護課長・監査指導課長通知「生活保護の適正実施の推進について」（通称「123号通知」）は、暴力団員などの不正受給を防ぐことを目的に発出されたものであるが、これは結果的に生活保護利用者に対して保護の打ち切りや、それを受けさせない状況作りを福祉事務所に強要するものであった（水島 2014:211）。この政策は、日本型福祉社会論の思想を色濃く反映したものであり、当時の生活保護行政や生活保護ソーシャルワーカーに大きな影響を与えた。

なお本稿では、主に福祉事務所において生活保護業務に従事する職員の呼称について、より時代に適した名称の標準化が求められていることを鑑みて（田中 2019:16）、引用部分を除いて生活保護ソーシャルワーカーとする。また、従来、生活保護制度は、制度を受ける者に対し「受給者」との表現を用いてきた。しかし、本稿では、「受給者」との表現は受動的であると考ええる。憲法に規定されている生存権を守るために、生活保護は誰もがその対象となり得る制度であり、当事者は自らその制度を利用することができる。そのような考えに則り、本研究では生活保護を受ける者の呼称を生活保護受給者ではなく、生活保護利用者と明記する。

日本型福祉社会論が提出された翌年にあたる1980（昭和55）年から1983（昭和58）年にかけて行われた生活保護の不正受給対策は、その後における低保護率期の生活保護行政、さらには今日までの生活保護行政のあり方にとって予兆の意味を持っていたと指摘されている（副田 2014:279）。

「123号通知」が発出される前年の1980（昭和55）年には、マスコミを巻き込んで生活保護の不正受給キャンペーンが実施された。同年、和歌山県御坊市において暴力団員が集団で生活保護を不正に受給していたことが、新聞各紙において相次いで報道された。これに関する類似報道は、1981（昭和56）年になっても続けられた（副田 2014:279-282）。

当時、政権与党であった自民党が考えていたナショナルミニマムは、万人に対して一律平等にかつ無条件に与えられるものではなく、本人が努力をしたにも関わらず、不可抗力による事情によって生きることに必要なミニマムを確保できない場合に限って支援の手が差し伸べられるというものであった（工藤 2018b:27）。このことは、本稿が主題としている生活保護領域とも強い繋がりをもつ。このような政策は、生活保護を利用しようとする者に対し、スティグマを付与することに貢献する機能をもつ。日本型福祉社会論は、生活保護領域において、より限られた一部の貧困者のみを支援の対象とすることを明言するものであり、国民に対して自助を要請するだけでなく、生活保護を利用することに躊躇いを覚えさせ、当該制度を利用する者に対して、恥の意識を強化することに貢献したといえよう。

3. 「123号通知」と生活保護ソーシャルワーカー

日本型福祉社会論は、生活保護領域においてもその効力を発揮し、「123号通知」へと結実していった。では、当時生活保護ソーシャルワークを実践していた福祉事務所の現業員や査察指導員はどのようにこの政策と対峙していたのであろうか。

副田は、「123号通知」が広く浸透していく要因のひとつとして、福祉事務所に勤務する生活保護ソーシャルワーカーのなかにある意識を挙げている。それはすなわち、生活保護ソーシャルワーカーの広い範囲に、要保護階層、被保護階層に対する価値剥奪的な意識が存在していたという仮説である（副田 2014:294）。副田は生活保護ソーシャルワーカーの基本的特性として、生活保護の要保護者、被保護者からの人権、生存権の主張を不快に感じる意識ならびに、それらの人々の人格や人間性を差別する意識があったとする（副田 2014:294）。副田によれば、普段、これらの感情を生活保護ソーシャルワーカーは抑圧しているが、そこに「123号通知」が発出されたことが刺激となったとする。「123号通知」の狙いは暴力団員の不正受給を防ぐことであったが、上記のように生活保護の対象となる人々に対して好ましい感情を抱いていない生活保護ソーシャルワーカーは、「123号通知」の内容を拡大解釈して、それを一般の人々にも広げていったとする。それを起点として、生活保護を受け付けられない水際作戦や辞退届の強制による保護の廃止が拡大したとしている

（副田 2014:294-295）。

このような仮説を掲げる副田の論拠のひとつは、副田が東京都福祉局において実施した職員研修における自身の経験である。副田はその際、受講生の生活保護ソーシャルワーカーから、役人の気質や発想を理解していないとの批判を受けた。そのソーシャルワーカーは、役人とは、住民が自分の権利や人権を主張しながらなにかの要求をもってやってきた場合には、まず頭をこずいで、要求を退けると言った。そのうえで、当事者が態度を変えて、お願いしますという態度に出れば、それについて考える余地があると話した（副田 2014:295-296）。副田の仮説論拠 2 点目は、副田自身が間接的に知りえたある生活保護ソーシャルワーカーの発言である。このソーシャルワーカーは、努力をしてくれる人にはやさしくするが、そうではない場合は厳しく接するという。このような態度は、生活保護ソーシャルワーカーが生活保護の引き締め牽引役として働く要因となったと副田は考えている（副田 2014:296-297）。

副田は社会学者として、上記のように「123 号通知」の影響が拡大した要因のひとつとして、生活保護ソーシャルワーカーの心性を挙げているが、筆者はここでこの仮説に対して、異なる視点から副田の仮説に対し、異論を唱える。筆者が上記の副田が提示する仮説に対する反論の材料として挙げるのは、公的扶助研究運動団体である全国公的扶助研究会（以下、公扶研）に所属するメンバーが記した当時の記録である。公扶研は社会福祉研究運動の一翼を担い、生活保護ソーシャルワーカーの専門性向上と生活保護利用者の権利を守るための運動を今日に至るまで継続している団体である。公扶研は、2001（平成 13）年に『生活保護 50 年の軌跡—ソーシャルケースワーカーと公的扶助の展望』を発行している。同書のなかで、当時公扶研の会長であった杉村は発刊の意図を次のように述べている。

私たち全国公的扶助研究会に集うものは、この間、機関誌『季刊 公的扶助研究』の誌上で、五〇年におよぶ生活保護制度の歴史の点検と、この制度の課題と展望を多面的に検討してきた。この出版物はその特集を中心として、この間機関誌の紙面で取り上げられた問題を課題ごとに再構築したものであるが、その成果を現場にフィードバックしてさらに議論を深めていただくとともに、国民各層がこの問題に関心を持ってい

ただくことを意図して編集した（杉村 2001:1）。

上記の意図をもって編集されている同書には、本稿で取り上げている「123 号通知」と関連する当時の記述が多く、生活保護ソーシャルワーカーから寄せられている。以下では、それらの声を取り上げることによって、副田の先行研究とは異なった側面を描き出す。

以下は、札幌市の生活保護ソーシャルワーカーを歴任した梁川の記述である。

一九八一年十一月の「生活保護の適性化実施の推進について」（いわゆる「一二三号通知」）が出されたとき札幌市の組合は、アンケートを実施して、「適正化」反対、不正受給防止に効果がないが半数、福祉労働は生きがいのある仕事であるが三割という結果でした。この結果を背景に「札幌方式」という通知を保護指導課から出させました。同意書は一律に求めないこと、関係先照会は機械的に行わず、その必要性について十分に検討することなど。この時期として札幌はよくがんばったと思います。その後、札幌市において、母親が二人の子どもを残して死亡（一九八七年）、ワーカーの同意書偽造（一九九二年）、ワーカーの保護費詐取（一九九三年）と続き、その現場に居合わせた者として、職場の混乱は長い間続き、あのときの対応などがよかったのかと今でも思い出すことがあります。（梁川 2001=2001:48）

梁川の記述は、「123 号通知」に対する生活保護ソーシャルワーカーの反応が一様なものではないことを示している。上記にある「同意書は一律に求めないこと、関係先照会を行わず、その必要性について十分に検討する」とする「札幌方式」は、生活保護利用者に寄り添った方法であり、それが「札幌市はよくがんばった」との自己評価に繋がったのであろう。その一方で、「123 号通知」が実務にあたる生活保護ソーシャルワーカーに負の影響を及ぼしたこともまた事実である。それらは、松崎によって以下のように表現されている。

「適正化」政策が展開されてからは、ケースワーカーは素直に人を信じることができなくなった（松崎 1994=2001:70）。

「適正化」政策が行われて以降、厚生省が示す監査

の主眼事項、着目点はボリュームとして、私が実感する限りでは、五～六倍に増加している。それだけにチェックすべき事項が増えており、処理すべき事務も繁雑となったわけである。訪問すればあれこれチェックしてこれも聞き、そのうえ記録も書かねばならずと、どうしても家庭訪問よりもデスクワーク中心の仕事になってしまう。今や、出かける行政から待ちの行政へ、そして呼びつける行政へとなっている（松崎 1994=2001:72）。

「適正化」政策は三～四年で職場のケースワーカーを一掃する人事をとってきた。個別性について考えなくても決められたことを一律にすればよいとされたし、実施要領を読みこなせなくても、マニュアルが理解できればよいとされたのである（松崎 1994=2001:74）。

上記の記述は、「123 号通知」の影響等を受けて実施された生活保護の濫救を防ぐための「生活保護適正化」政策の影響を述べたものである。ここには、上述の副田の仮説通り、当該政策が生活保護ソーシャルワーカーに対して、利用者を疑うようになるための原動力となっている側面がみられる。しかし、上記、松崎の記述はそれに対し無抵抗に従おうとしているわけではない。そのような職場を変えていく努力の必要性について「現実の仕事で無批判に『適正化』政策を実行しているのでは、矛盾ははなはだしくなる。仕事におけるタマエとホンネは乖離させてはならない」と表明されているのである（松崎 1994=2001:74）。同様の指摘は藤城からも以下のように行われている。

福祉見直し、行政改革、福祉切り捨てという一連の歴史的潮流のなかで、厚生省が大蔵や会計検査院の圧力に屈し、「生活保護適性（原文ママ）実施の不等式」を仕掛けたのだ。…（略）罍に落ちた状態とはどんな状況なのか。生活保護の基本目的と理念である国民の最低生活の保障が確保されない現実が次々と生まれていること、生活保護担当ケースワーカーの専門性や自立性が真っ向から否定され、無制限の人事異動が強行されて職場の荒廃が急速に進行し、多くの福祉労働者が、働きがいや生きがいを奪い取られてしまったこと、その結果として、被保護世帯の自立への正しい援助が弱まり、貧困が再生産

する状況が顕在化し、急進展していること等々、いずれも、生活保護制度の根幹を揺るがす問題状況ばかりである（藤城 2001=2001:65）。

藤城の記述は、日本型福祉社会論から派生した「123 号通知」の負の影響を生活保護ソーシャルワーカーが被ることによって、それが生活保護利用者の不利益に繋がっているとするものである。しかし、このような論述を行いながらも藤城は以下のように自身の決意を語っている。

私は第一線のケースワーカーや指導員の直面している困難をしっかりととらえ直し、あい伍し、関係機関とも力を合わせ、生活保護行政本来の社会的役割を果たすべく、努力を続けていきたいと思っている（藤城 2001=2001:66-67）。

この記述は、生活保護ソーシャルワーカー自身が当時の生活保護政策に対して抗おうと努力する姿勢の表れであり、上記の副田の仮説とは異なる意見の表明である。

また、「123 号通知」の影響が生活保護ソーシャルワーカーの働く福祉事務所のなかで徐々に出てきたとする以下の記述がある。

一九八一年に出された「適正化」通知が全国規模で「効果」を現してきたのが一九八六年頃からであった（高田 2001=2001:117）。

同様の指摘は、尾藤からも以下のように行われている。

一九八六年くらいから、生活保護の窓口での規制、俗な言葉で言いますと「水際作戦」と呼ばれるようなことが行われるようになったほか、預貯金調査や扶養調査などが厳しくなっていました。あわせて、就労指導、仕事をしなさいという指導が強まってまいりました。ひと口に生活保護の適正化と言われてもいろいろな動きがあります。そういう中で保護率は、ずっと下がってまいったわけです（尾藤 2001=2001:180-181）。

例えばこのころ、栃木県佐野市福祉事務所では、生

活保護の申請者に対して威圧的な文言を用いることによりスティグマを強調するしおりを作成した。また、横浜市港南福祉事務所では、生活保護申請要件にはない扶養請求や診断書を申請者に求めることで、保護申請を抑制していた（池谷 2017:42-44）。このような取組みは、「水際作戦」と呼ばれるが、当時の厚生省は先頭に立って、全国の福祉事務所へその実施を促進する役割を担ったのである。この影響を池谷は以下のように述べている。

適正化の推進による福祉事務所への影響は大きく、それまでの「建前」としてはあったケースワーカーと被保護者との信頼関係を前提とした生活保護行政は否定され、要保護者を保護から排除することが福祉事務所の業務であるとの認識も生じている。（池谷 2017:45）。

適正化の全国的推進により、ケースワーカーに被保護者への蔑視が露骨に現れる事態も生じ、被保護者を生活保護から排除するための違法な対応が全国で数多くなされたとの指摘がなされるに至っている（池谷 2017:45）。

上記の記述はこれまで述べてきた副田の仮説が全くの誤りではないことを示すものといえよう。副田の仮説通り、生活保護ソーシャルワーカーが「123号通知」の影響を受けた「生活保護適正化」政策の推進役となった側面があることを池谷の記述は示している。

しかし、上記の池谷の記述もすべての自治体が「123号通知」の影響を受けた「生活保護適正化」政策の推進役となったことを示しているわけではない。例えば大阪府枚方市では、「123号通知」をいかに阻止するかということにとどまらず、この通知に象徴される生活保護の権利侵害をどのように食い止めるか。また、そのような福祉事務所として職場を守り、生活保護ソーシャルワーカーとしての職務やその人間性をどう守るかを主題とした「枚方方式」が展開された（大友 2000:284-300）。枚方市のような取組みは、全国の自治体のなかでは少数に留まるものである。しかし、生活保護ソーシャルワーカーと利用者を守るためのこのような取組みがあった歴史は忘却されてはならない。

以上、日本型福祉社会論の影響を受けた「123号通知」と生活保護ソーシャルワーカーの関係について、生活保護ソーシャルワーカーが同通知の推進役を担ったとする副田の仮説は、一面的な捉え方であるということを示した。

4. まとめ

日本型福祉社会論の考えが公式な形で提示されてから2年後に「123号通知」は発出されている。上述のように、日本型福祉社会論は公助の後退と自助、家族間の共助を強調するものである。この考えに従えば、公的扶助に頼ることは最後の手段となり、仮に生活保護制度を利用することに至った場合には、その当事者に対して強いスティグマを付与することになる。「123号通知」が出された直接的な理由は、前述のように、暴力団の生活保護不正受給に関する問題であるが、その根底には、公助の後退をその理念としている日本型福祉社会論の影響があると筆者は考える。日本型福祉社会論と「123号通知」は、その表面を覆う課題を別々のものとして設定しながら、根底では公助を後退させ、自助と家族間の共助を強調する姿勢が共通している。「123号通知」が発出された背景には、日本型福祉社会を進展させたい政府の意向が含まれていたのではなかろうか。

一方、「123号通知」が本来の目的を超えてその影響を発揮した理由について、副田は生活保護ソーシャルワーカーの利用者に対する差別意識を挙げているが、副田の主張は生活保護ソーシャルワーカーの一側面を切り取っているに過ぎない。副田の仮説に従えば、すべての生活保護ソーシャルワーカーが利用者に対し、差別意識を持ち、当事者からの声を不快に感じているものとして受け取ることも可能であるが、実際はそのような一枚岩ではない。そこには、利用者を想い、少しでも生活保護制度を当事者にとってよいものにしていこうと考える生活保護ソーシャルワーカーがいたことを忘却してはならない。

「123号通知」が発出された後も、生活保護の濫球を防ぐことを目的とする「生活保護適正化」政策は、今日に至るまで繰り返し実施されている（戸田 2021）。また、自助と共助と強調して公助を後退させようと試みる日本型福祉社会論の考え方も形を変えながら今日まで同様の政策が実施されている。

本稿では、日本型福祉社会と生活保護制度、なかでも1981（昭和56）年の「123号通知」との関係を考えるなかで、「123号通知」の背景には日本型福祉社会論の影響があることを述べた。

また、「123号通知」が広がった理由のひとつとして、生活保護ソーシャルワーカーの利用者に対する差別意識を挙げている先行研究を批判的に検討することによって、多様な生活保護ソーシャルワーカーの姿を明らかにした。先行研究では、生活保護ソーシャルワーカーが「123号通知」の推進役として描かれている。本稿において明らかにした史実からもそのような側面があることは否定できないが、すべての生活保護ソーシャルワーカーがそのような行動をとったわけではないのである。日本型福祉社会論の影響を受けた「123号通知」に対し、本稿で明らかにしたような生活保護利用者に寄り添う姿勢の生活保護ソーシャルワーカーがいたことを歴史のなかに埋もれさせてはならない。筆者は今後も、歴史のなかにある多様な生活保護ソーシャルワーカーの姿を描き出したいと考えている。

文献

- 尾藤廣喜（2001＝2001）「新しい挑戦—今、時代が生活保護に求めるもの」『生活保護50年の軌跡』刊行委員会編『生活保護50年の軌跡—ソーシャルケースワーカーと公的扶助の展望』みずのわ出版。
- 藤城恒昭（2001＝2001）「福祉の課長 福祉を怒る—証言・「一二三号通知」下の保護適正実施の罫」『生活保護50年の軌跡』刊行委員会編『生活保護50年の軌跡—ソーシャルケースワーカーと公的扶助の展望』みずのわ出版。
- 平田マキ（1982）「社会福祉行政と日本型福祉社会構想」孝橋正一編『現代「社会福祉」政策論—「日本型福祉社会」論批判』ミネルヴァ書房。
- 堀勝洋（1981）「日本型福祉社会論」『季刊社会保障研究』17（1）。
- 池谷秀登（2017）「生活保護の到達点と諸課題」『社会福祉研究』130。
- 君島昌志（1997）「福祉政策の転換に関する考察（1）—1970年代における日本型福祉社会論と高齢者政策の変容を中心に—」『島根女子短期大学紀要』35。
- 工藤隆治（2017）『日本型福祉社会』論の萌芽期にお

- ける福祉国家政策理念の特徴』『宇部フロンティア大学人間社会学部紀要』7(1)。
- 工藤隆治（2018a）『日本型福祉社会』論の推進と特徴』『宇部フロンティア大学人間社会学部紀要』8(1)。
- 工藤隆治（2018b）『日本型福祉社会』論の再検討』『人間健康学研究』1。
- 仁平典宏（2014）「社会保障—ネオリベラリズムと普遍主義化のはざま—」小野英二編『平成史[増補新版]』河出ブックス。
- 松井栄一（1985）「日本型福祉社会論における自助と福祉」『経済論叢』135(3)。
- 松井二郎（1992）『社会福祉理論の再検討』ミネルヴァ書房。
- 松崎喜良（1994＝2001）「「生活保護適正化」による福祉事務所疲弊の実態—「福祉川柳」を産み出す日常性、その克服」『生活保護50年の軌跡』刊行委員会編『生活保護50年の軌跡—ソーシャルケースワーカーと公的扶助の展望』みずのわ出版。
- 宮本太郎（2008）『福祉政治—日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣。
- 水島宏明（2014）『母さんが死んだ—しあわせ幻想の時代に（新装増補版）』ひとなる書房。
- 小笠原慶彰（1988）『日本型福祉社会』と『福祉改革』—社会福祉政策の目標としての視点から—『聖和大学論集』16。
- 岡田藤太郎（1979）「混迷の霧を衝いて—日本型福祉社会とソーシャルワーカー」『ソーシャルワーク研究』5(1)。
- 大友信勝（2000）『公的扶助の展開—公的扶助研究運動と生活保護行政の歩み』旬報社。
- 梁川敏彦（2001＝2001）「私的ケースワーカー論」『生活保護50年の軌跡』刊行委員会編『生活保護50年の軌跡—ソーシャルケースワーカーと公的扶助の展望』みずのわ出版。
- 新川敏光（2005）『日本型福祉レジームの発展と変容』ミネルヴァ書房。
- 正長清志（2008）「福祉サービスの最適化と課題—日本型福祉社会論批判の再認識を中心に—」『岩国短期大学紀要』36。
- 副田義也（2014）『生活保護制度の社会史[増補版]』東京大学出版会。
- 杉村宏（2001）「発刊にあたって」『生活保護50年の軌跡』刊行委員会編『生活保護50年の軌跡—ソー

シャルケースワーカーと公的扶助の展望』みずのわ出版.

高田哲(2001=2001)「書評 生活保護学習私の一冊

④『誰も書かなかった生活保護法』尾藤廣喜・木下秀雄・中川健太郎編書 法律文化社 一九九一年刊行」『生活保護 50 年の軌跡』刊行委員会編『生活保護 50 年の軌跡—ソーシャルケースワーカーと公的扶助の展望』みずのわ出版.

田中秀和(2010)「母子世帯と貧困—日本型福祉社会との関係を中心に—」『新潟医療福祉学会誌』9(2).

田中秀和(2019)「生活保護ケースワーカーの資格制度に関する歴史的考察—関連する事件と政策の分析を中心に—」『立正社会福祉研究』34.

戸田典樹(2021)『公的扶助と自立論—最低生活保障に取り組む現場実践から』明石書店.